陳(情	第	5	号	平成24年2月7日受理	
付書	託	委	員	会	総務常任委員会	
<i>IH</i> -	名		「市民の要求があれば市職員は念書を書かなければいけない」の条例			
11+			化を	水水	うる件	
mb the man to						

陳 情 要 旨

戸籍住民課から差出人未記入・切手未貼付の不審郵便物が郵送された件に関し、もうすぐ2年になるのでそろそろ決着つけようと思い、平成23年10月23日(日)にわざわざおれが市役所まで出向いたところ、安全環境部の部長は、「誠意を持って説明できる」と言いながらおれの念書の提出を求めたのに対し「書きたくないから」という理由で拒否された。そればかりか、当日はきちんとした説明を聞きに行ったのに、部長はただ黙ったままの時間が長く短気なおれが怒って大声を出したり、机をたたいたりしても、全然平気でいる。

後日、市長に対し苦情の質問状を出したところ、部長は市長に対し、何の証拠もないのをいいことに口から出任せのうそ八百の報告をしている。

こんな、嫌がらせの対応をなくすとともに、自分の言動にきちんと責任を持たせるために、「市民の要求があれば市職員は念書を書かなければいけない」の条例化を求めます。